

奈良市公報

第2号

令和元年9月24日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 16	213	放置自転車等の保管	環境政策課
4 17	214	差押調書の公示送達	滞納整理課
4 18	215	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 18	216	督促状の公示送達	納税課
4 18	217	放置自転車等の保管	環境政策課
4 19	218	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 19	219	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 19	220	徴収事務の委託	障がい福祉課
4 22	221	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて	総務課
4 22	222	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
4 22	223	放置自転車等の保管	環境政策課
4 23	224	なら工藝館の臨時休館	産業政策課
4 24	225	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
4 24	226	徴収事務の委託	医療政策課
4 24	227	奈良市公報号外第5号に掲載	保育所・幼稚園課
4 25	228	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4 25	229	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
4 25	230	農用地利用集積計画の決定	農政課
4 26	231	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
4 26	232	放置自転車等の保管	環境政策課
4 26	233	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
4 19	11	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知
4 22	12	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて
4 25	13	包括外部監査の結果報告書の訂正

固定資産評価審査委員会				
月	日	番号	件名	
4	24	1	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主 管
4	22	19	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて	経営企画課
4	26	20	公共下水道の共用及び下水の処理の開始	下水道事業課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主 管
4	26	13	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
4	24	6	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて	
議 会				
月	日	番号	件名	主 管
4	25	5	元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて	議会総務課

告 示

奈良市告示第213号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月16日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(6) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第214号

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年 4月17日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年12月17日 奈良市指令整開 第18A-40号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年4月18日 第1683号

公共施設 平成31年4月18日 第822号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条畑一丁目5175番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町113番4

株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市五条畑一丁目5175番1の一部

(2) 管路敷

奈良市五条畑一丁目5175番1の一部

(3) 下水道

奈良市五条畑一丁目5175番1の一部

奈良市告示第 216 号

平成 30 年度固定資産税・都市計画税第 4 期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成 31 年 4 月 18 日

奈良市長 仲川 元庸

1. この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成 30 年度固定資産税・都市計画税	第 4 期	平成 31 年 3 月 20 日	平成 31 年 4 月 1 日

2. 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第217号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(7) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 218 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年7月19日 奈良市指令整開 第18A-14号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年 4月19日 第1684号

公共施設 平成31年 4月19日 第823号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市紀寺町367番3、412番1の一部、412番4の一部、412番5、414番1及び430番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市渋川町三丁目9番25号

株式会社 万代 代表取締役社長 阿部 秀行

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市紀寺町367番3及び412番4の各一部

(2) 水路

奈良市紀寺町430番1の一部

奈良市告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年10月1日 奈良市指令整開 第18A-28号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年4月19日 第1685号

公共施設 平成31年4月19日 第824号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番125、1984番162及び1984番163

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県生駒市上町4368番地1

株式会社 T-e-c 代表取締役 竹内 信裕

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番125、1984番162及び1984番163の各一部

(2) 下水道

奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番125、1984番162及び1984番163の各一部

奈良市告示第 220号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158号第1項の規定により、次のとおり徴収の事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月19日

奈良市長 仲川 元庸

受 託 者	徴 収 事 務	委 託 の 期 間
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市総合福祉センター体育館使用料	平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで

奈良市告示第〇〇/号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、奈良市が作成する行政文書における元号の表記は、次のように取り扱うものとする。

平成31年 〇 月 〇 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成31年3月31日までに既に奈良市が発出した行政文書
通知書、証明書等既に発出されているもので、それらの期限等で令和元年5月1日以降の日付を「平成」の元号を用いて表記されていても、適宜「平成」の元号を「令和」の元号に読み替え、当該文書は効力を有するものとする。
- 2 平成31年4月1日から4月30日までの間に奈良市が発出する行政文書
 - (1) 行政文書に平成31年4月30日までの日付を表記する場合は、「平成」の元号を用いることとする。
 - (2) 行政文書に令和元年5月1日以降の日付を表記する場合は、「令和」の元号を用いることとする。ただし、平成31年4月30日までは「令和」の元号への対応の準備期間であるため、準備が間に合わない場合等は「平成」と表記し、適宜「平成」の元号を「令和」の元号に読み替え、当該文書は効力を有するものとする。
- 3 令和元年5月1日以降奈良市が発出する行政文書
 - (1) 「令和」の元号を用いて日付を表記すること。
 - (2) 「平成」の元号を使用する様式用紙等既存の備付書類については、令和2年3月31日までは、当該箇所を訂正する（必要に応じ訂正印を押す）等の方法で対応することができるものとする。
- 4 年度の表記
 - (1) 平成31年4月1日から4月30日までを「平成31年度」と表記し、令和元年5月1日以降は、原則当該年度全体を通じて「令和元年度」と表記することとする。
 - (2) 令和元年5月1日以降の行政文書に「平成31年度」と表記されていても、適宜「平成31年度」を「令和元年度」に読み替え、当該文書は効力を有するものとする。
- 5 奈良市が受領した文書
受領した文書に、2から4までと異なる取扱いで元号表記又は年度表記がなされていても、適宜「平成」の元号を「令和」の元号に、又は「平成31年度」を「令和元年度」に読み替え、当該文書は効力を有するものとする。

奈良市告示第 222 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ちえクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	平成31年4月1日

奈良市告示第223号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第224号

なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、令和元年6月4日から6月9日まで及び6月25日、なら工藝館を休館します。

平成31年4月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 225 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 24 日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
社会福祉法人大和清泉会 特別養護老人ホームこまどりと丘	奈良県奈良市二名一丁目2356番地の1	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成31年3月1日
社会福祉法人大和清泉会	奈良県奈良市二名一丁目2361番地の3		

奈良市告示第 226 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条町二丁目 9 番 2 号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	休日歯科応急診療所使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴 収 事 務
平成 31 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	休日歯科応急診療所使用料

奈良市告示第 228 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年10月1日 奈良市指令整開 第18A-32号

平成31年4月2日 奈良市指令整開 第18A-32-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年4月25日 第1686号

公共施設 平成31年4月25日 第825号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西九条町四丁目1番10の一部及び1番11の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目3番5号

大和ハウス工業 株式会社 代表取締役 芳井 敬一

大阪市北区堂島浜二丁目1番9号

大和物流株式会社 代表取締役 緒方 勇

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西九条町四丁目1番11の一部

(2) 緑地

奈良市西九条町四丁目1番11の一部

(3) 防火水槽

奈良市西九条町四丁目1番10の一部及び1番11の一部

奈良市告示第229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスより廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号、第115条の10第2号及び第115条の20第2号の規定により公示します。

平成31年4月25日

奈良市長 仲川 元庸

廃止事業所(奈良市受付分)

廃止

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970107484	奈良市二名五丁目1606番地の4	居宅介護支援オアシスなら	奈良市二名五丁目1606番地の4	株式会社 オアシスなら 1150001021161	平成31年4月1日

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970107633	奈良市南登美ヶ丘15番1号	パナソニックエイジフリーケアセンター奈良登美ヶ丘・ショートステイ	大阪府門真市大字門真1048番地	パナソニック エイジフリー株式会社 5120001158234	平成31年4月30日

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2990100360	奈良市中山町1250番地7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護あんしん	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん 9150002000033	令和元年5月1日

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2990100543	奈良市中山町1250番地7	デイサービスあおいガーデン	奈良市あやめ池北一丁目5番5号	有限会社あんしん 9150002000033	令和元年5月1日

奈良市告示第230号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき
農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告します。

平成31年4月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第231号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成31年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙省略

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

別紙省略

(2) 入居申込受付期間

別紙省略

(3) 申込方法

ア 別紙のとおり

イ 申込みは1世帯1通に限ります。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となります。

(4) 申込資格

(a) 市営住宅 一般向 次のア～オのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方、又は募集月の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。単身者の申込みは、次の①～⑩のいずれかに該当する方に限り可能ですが、住宅に限られます（ただし、常時介護を必要とする方のうち居宅においてこれを受けることができない方は単身の申込みはできません。）。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

① 60歳以上の方

② 身体障がいのある方（障がいの程度が「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号の1級～4級まで）

③ 精神障がいのある方（障がいの程度が「精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令」第6条第3項に規定する1級～3級まで）

④ 知的障がいのある方（障がいの程度が③に相当）

⑤ 戦傷病者でその障がいの程度が「恩給法」別表第1号表の2の特別項症～第6項症又は別表第1号表の3の第1款症の方

⑥ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方

⑦ 生活保護を受けている方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援を受けている方

⑧ 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない方

⑨ ハンセン病療養所入所者等

⑩ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、又は裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

イ 奈良市営住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

ウ 市内に住所又は勤務場所を有する方で、かつ、住宅に困窮していること。

エ 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住

オ 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除きます。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記エの不正の行為に該当します。）

(b) コミュニティ住宅 一般向 次のア～ウのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方、又は募集月の翌月から3か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

ウ (a) ウからオまでの条件

(c) 市営住宅 子育て世帯向 次のア～イのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ (a) イからオまでの条件

(d) 市営住宅 シルバーハウジング 次のア～イのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 60歳以上の方の単身世帯、60歳以上の方のみの世帯又は60歳以上の方とその配偶者（以下、「高齢者夫婦」という。）のみの世帯であること。（ただし、常時介護を必要とする方のうち居宅においてこれを受けることができない方は単身の申込みはできません。）

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ (a) イからオまでの条件

3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行います。
- (2) 申込書の受付番号をもって抽選番号とします。
- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考します。
- (4) 入居予定者に選考された方の提出書類

ア 住民票（市町村発行）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別々の場所に居住している親族（婚約予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要です。ただし、現在、奈良市内に居住している方は不要です。

イ 所得に関する証明書

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要です。

① 生活保護受給者以外の方

1. 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要です。ただし、基準日（平成31年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた方は不要です。

2. 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職された方のみ）

最近就職された方については上記1に加えて、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要です。

3. 退職証明書（退職した勤務先が発行）又は雇用保険被保険者離職票（最近退職又は転職された方のみ）

平成30年1月1日以降に退職された方については上記1、転職された方については上記1及び2に加えて、退職証明書又は雇用保険被保険者離職票が必要です。

4. 収支明細書（最近事業を始めた方）

最近事業を始めた方については上記1に加えて、収支明細書の提出が必要です。

② 生活保護受給者の方

現在、奈良市内に居住している方については、生活保護受給証明書（市町村発行）が必要です。

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者のうち、現に奈良市外に居住している方は次の①、②及び③の書類について、若しくは基準日（平成31年1月1日）時点において奈良市外に住民票登録していた方は次の④の書類について、個人番号提供書の提出により地方税等の情報の取得に同意する場合、提出を省略できます。

①住民票

②生活保護受給証明書

③身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳

④市県民税課税（又は非課税）証明書

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる契約書が必要です。現在、親族等の持ち家に居住している場合は、所有者（固定資産税の納入義務者）が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること、かつ、家屋の所在地番（現在居住している住宅と一致すること）が証明される書類が必要です。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、別々の場所に居住している親族（婚約予定者を含む。）が同居する場合は、双方の略図及び間取り図が必要です。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行のもの。）

母子世帯・父子世帯又は単身で入居する場合は、配偶者がいないことを確認するために必要です。現在、別々の場所に居住している親族（同居中であっても住民票上世帯を分離している場合を含む。）が同居する場合は、親族関係を確認するために必要です。

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、別々の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、同居承諾書が必要です。（様式は問いませんが、双方の署名及び捺印が必要です。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合は、特別控除対象者であることを証明する書類が必要です。なお、障がい者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明を書面で求める場合があります。

ケ 婚約予約証明書（該当者のみ）

婚約予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する方）は婚約予約証明書に必要事項を記入し、署名捺印の上、提出してください。

コ 在職証明書（該当者のみ。申込日以降に発行のもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市内に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要です。

サ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがあります。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者に決定された方が提出した書類により、入居資格を審査し入居予定者を決定します。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考します。

イ 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とします。

ウ 落選された方への通知はありません。

エ 入居資格審査書類が期間内に提出されない場合は、入居予定者資格を無効とします。

(6) 入居決定

入居予定者に決定した方について実態調査を行った上、入居決定します。なお、実態、申込

書及び提出書類の内容のいずれかが事実と相違していた場合は失格になります。また、指定入居日までに住宅敷金（減免前の家賃の3か月分）及び駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ）、並びに入居月の家賃、共益費及び駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）の納付、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等の必要な書類の提出がない場合は、入居を延期、若しくは入居の決定を取り消す場合があります。

4 その他

- (1) 申込書及び提出された書類は返却しません。
- (2) 家賃とは別に月々共益費等の負担が必要です。

奈良市告示第232号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月25日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠三和町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年4月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤田 慶子 奈良市秋篠三和町一丁目5番17号	細井 育子 奈良市秋篠三和町二丁目4番11号

2 変更の年月日

平成31年4月14日

監

查

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 31 年 4 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

河川耕地課（旧河川課）

監査結果公表日 平成 29 年 4 月 6 日（奈良市監査委員告示第 7 号）

措置結果通知日 平成 31 年 4 月 16 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>施設修繕（水路工）について、執行科目は修繕料となっているが添付されている写真を見ると、水路に堆積した土砂の除去、枝の剪定、草刈り及び清掃作業等といった業務内容であるものが散見された。</p> <p>これらは水路の修繕ではなく、水路を維持管理する上で必要な業務と考えられることから適切な科目で執行されたい。</p>	<p>平成 30 年度から、水路に堆積した土砂の除去や枝の剪定等については、その目的と内容を十分精査し、施設修繕料ではなく、委託料等の適切な科目で執行するよう改めました。</p>

子ども育成課

監査結果公表日 平成 29 年 7 月 3 日（奈良市監査委員告示第 12 号）

措置結果通知日 平成 31 年 4 月 16 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>児童手当過払金及び児童扶養手当過払金の収入未済の関係書類を査閲したところ、滞納者との納入交渉が、</p>	<p>平成 30 年 12 月 3 日に滞納者全員に、面談を求める通知文を送付し、納入交渉を行いました。また、児童手当・児</p>

1年以上前から中断しているものが散見された。

奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に債権管理を行われたい。

童扶養手当債権管理マニュアルに沿って、催告書送付、電話催告等を行い、効果がないものは訪問催告を行いました。

今後も、児童手当及び児童扶養手当過払金について適正に債権管理を行います。

奈良市監査委員告示第12号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、奈良市監査委員が作成する行政文書における元号の表記は、元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて（平成31年奈良市告示第221号）の例による。

平成31年4月22日

奈良市代表監査委員 東 口 喜代一

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人大川幸一氏から平成 31 年 3 月 27 日に提出のあった平成 30 年度包括外部監査の結果報告書「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」の訂正が、同年 4 月 17 日に次のとおりあったため、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、公表します。

平成 31 年 4 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

該当箇所	誤	正
22 ページ本文 12 行目	166.7% (【23】 高の原第 四自転車駐車場)	166.7% (【23】 高の原第 三自転車駐車場)

固定資産評価審査委員会

奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、奈良市固定資産評価審査委員会が作成する行政文書における元号の表記は、元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて（平成31年奈良市告示第221号）の例による。

平成31年4月24日

奈良市固定資産評価審査委員会
委員長 岡田伸子

公當企業

奈良市企業局告示第19号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、奈良市企業局が作成する行政文書における元号の表記は、元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて（平成31年奈良市告示第221号）の例による。

平成31年 4月22日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第20号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成31年 4月26日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

平成31年 4月 26日

奈良市公営企業管理者

池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和元年 5月10日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する土地の場所

奈良市五条西一丁目、中山町西二丁目、中登美ヶ丘二丁目の一部

2-2 供用を開始する排水施設の場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
佐保川第13処理分区	五条西一丁目9-3	五条畑一丁目27-12-9	①
佐保川第1処理分区	中山町西二丁目1011-8	中山町西二丁目897-19	②
佐保川第4処理分区	中登美ヶ丘二丁目1984-176	中登美ヶ丘二丁目1984-126	③

3 公共汚水樹設置のうち、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
富雄川第4処理分区	二名三丁目959番地1	④
佐保川第10処理分区	菅原町500-1・501-1	⑤
富雄川第4処理分区	鳥見町四丁目4-1	⑥
櫛本北第3処理分区	今市町57-2・60-1	⑦
佐保川第13処理分区	奈良市五条西一丁目1202番478	⑧
佐保川第4処理分区	押熊町2329番地14号	⑨

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別

分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、教育委員会が作成する行政文書における元号の表記は、元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて（平成31年奈良市告示第221号）の例による。

平成31年4月26日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、奈良市農業委員会が作成する行政文書における元号の表記は、元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて（平成31年奈良市告示第221号）の例による。

平成31年4月24日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

議 会

奈良市議会告示第5号

5月1日から「令和」の元号が施行されることに伴い、奈良市議会が作成する行政文書における元号の表記は、元号の施行に伴う行政文書の取扱いについて(平成31年奈良市告示第221号)の例による。

平成31年4月25日

奈良市議会議長

東久保 耕 也